

令和 7 年 10 月 7 日

東京都の輸出事業者 S

経済産業省 G X グループ
資源循環経済課長 三牧 純一郎

環境省関東地方環境事務所
所 長 庄子 真憲

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（嚴重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づきベトナム社会主義共和国向けに令和 7 年 7 月 10 日横浜税関に輸出申告した貨物について、同年 7 月 11 日に同税関が貨物確認検査を行い、当所が立ち会った結果、紙屑の混入したアクリルのフレーク、紙製の保護シールが張られたアクリルのスクラップ等が含まれていることが判明した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により嚴重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 関係法令に係る社内研修の内容と実施状況及び再発防止策を策定し、策定された再発防止策、当該貨物の取り扱い等を記載した顛末書を令和 7 年 10 月 21 日（火）までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 当該貨物の取り扱いについて、再度輸出する場合、特定有害廃棄物等を取り除いたものであることを説明できる資料（貨物内容が確認できる写真、特定有害廃棄物等に該当するものを仕入元に返品した取引伝票等）を提出すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の内容を理解したうえで、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。